第2次姶良市障がい者計画

第5期姶良市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定について (概要版)

計画策定の背景と趣旨

今般、国では発達障害者支援法の改正や、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けるなど、障害者福祉を取り巻く環境は絶えず変化しています。

これらを踏まえ、現行の「姶良市障がい者計画」が平成29年度末で計画期間を終了することとなることから、国による障害者制度改革の動きを反映し、個別施策の見直しを含めた30年度を初年度とする新たな「第2次姶良市障がい者計画」、「第5期姶良市障がい福祉計画」、「第1期姶良市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画を今後の本市における障害福祉施策の推進を図るための指針とするものとします。

計画の位置づけと計画の期間

始良市障がい者計画は、地域の障がいのある人の状況を踏まえ、障害福祉施策に関する基本的な考え方 や方向性を明らかにする基本的な計画です。

一方、姶良市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

「第2次姶良市障がい者計画」の期間は、平成30年度から35年度までの6年間とし、「第5期姶良市障がい福祉計画」及び「第1期姶良市障がい児福祉計画」を包括するものであって、障害福祉サービス等の見込量・確保等を示す「福祉計画」については、平成30年度から32年度までの3年間をその期間とします。

障がい者計画の基本理念

本市の総合計画においては、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を基本理念とし、その実現を目指していくまちの姿として「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を掲げており、地域福祉計画においては、「みんなで支えあい、尊重しあい、安心していきいきと暮らせるまちづくり」を掲げています。

上記を踏まえた上で、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、 障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去することを、計画策定の基本理 念とします。 「生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」を実現するため、本市では障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、「障害者の権利に関する条約」の理念に即して、次に掲げる「障害者基本法」の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

◆障害者基本法の基本原則

「地域社会における共生と社会参加の推進」

「障害者差別や権利侵害の禁止と社会的障壁の除去」

「障害に対する理解や配慮の促進」

「複合的困難な状況に配慮した障害福祉施策の実施」

障がい福祉計画の基本理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、 障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っ ていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図りつつ、発達障がい者及び高次脳機能障がい者についても、引き続きその旨の周知を図ります。 さらに、難病患者等についても、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

(3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス 提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービス)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障がい者等に対する支援等を進めるために、

「地域生活への移行」

「親元からの自立等に係る相談」

「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」

「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」

「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能」

が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。そのため、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、 精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。)にも対応した地域包括ケアシステムの構 築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを 共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ア 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- イ 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ウ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する医療的ケア児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を目指すとともに、県の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。さらに、障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

今後も障がい児及び障がい者の権利擁護を推進し、障害福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域で本人らしい生活ができるようにするために必要な地域包括ケアシステムの構築に欠かせない、地域共生社会の実現に向けた計画を推進していきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

区分	数值	数值内容
平成28年度末時点の施設入所者数	109	平成28年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数
地域生活移行者数	【目標値】 10	平成28年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、 グループホーム、一般住宅等に移行する人数
削減見込	【目標値】 3	平成28年度末時点と比較した平成32年度末時点施設入所者数の 削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は身近な病気であることから、疾患や障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりが必要になります。

そのため、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するべく、「精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会」の設置について検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築に伴い、1年以上長期入院患者のうち一定数の患者を地域生活への移行を目指します。

項目	数值	数值内容
平成32年度末時点の 精神障害者地域移行・地域定着 推進協議会の数	1	平成32年度末時点までに保健・医療・福祉関係者による協議 の場を整備
平成32年度末時点の 65歳未満の地域生活移行者数	15	平成32年度末時点の地域における65歳未満の 精神障がい者の地域生活移行者数
平成32年度末時点の 65歳以上の地域生活移行者数	24	平成32年度末時点の地域における65歳以上の 精神障がい者の地域生活移行者数

(3) 地域生活支援拠点等の整備

今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児・者とその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要です。

項目	数值	数值内容
平成32年度末時点の 地域生活支援拠点等の数	1	平成32年度末時点までに障がい者の地域での生活を支援する拠点を 少なくとも一つ整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行する人については、3人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

■一般就労移行者数

項目	数值	数值内容
平成28年度の一般就労移行者数	3人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成28年度に 一般就労に移行した人数
目標年度の一般就労移行者数	_	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する人数

■就労移行支援事業の利用者数

項目	数值	数值内容
平成28年度末時点の 就労移行支援事業の利用者数	16人	平成28年度末時点において就労支援移行事業を利用した人数
目標年度末時点の 就労移行支援事業の利用者数の数	【目標値】 22人	平成32年度末時点において就労支援移行事業を利用する人数

■就労移行支援事業所ごとの就労移行率

項目	数值	数值内容
目標年度末時点の 就労移行支援の事業所数	6	平成32年度末時点における就労移行支援の事業所の数
目標年度末時点の 就労移行率が3割以上の事業所数	3	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の数
目標年度の就労移行率が 3割以上の事業所の割合	【目標値】 50%	平成32年度末時点における就労移行率が3割以上の事業所の全体に 対する割合

■就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援事業による 支援開始1年後の職場定着率	-	80%	80%



(5) 障害児支援体制の整備

障がいのある子どもの成長と自立及びその保護者を支援する環境を整えるために、入学・卒業・就労といった子どものライフステージごとに、切れ目の無い適切な支援を提供します。

項目		平成29年度 現在	目標値	数値内容
児童発達支援センター	の設置	1	1	平成32年度末時点におけるセンター数
保育所等訪問支援の	体制整備	2	4	平成32年度末時点における実施事業所数
重症心身障害児を支	児童発達 支援事業所	11事業所中 3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
援する事業所の確保	放課後等 デイサービス 事業所	10事業所中 3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
医療的ケア児支援のた 関の協議の場の設置	めの関係機	1	1	姶良市地域自立支援協議会子ども部会

障がい児福祉計画の基本理念

本市においては、本計画と関連する「子ども・子育て支援事業計画」において本市の基本的理念を「安心して、自信を持ちながら子育てができ、親子の笑顔が溢れるまちづくり〜地域が子育てサポーターに〜」と明確にしています。それを踏まえた上で、国の基本理念に基づき、次に掲げる点を総合的な障がい児福祉計画の基本理念として掲げています。

(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援と体制の構築

障がいのある児童とその保護者が、ライフステージごとに最善の支援を身近な地域で受けられるよう、 地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援 を提供する体制の構築を図ります。

(2)地域包括ケアシステムを利用した包容の推進

障がいのある児童が、地域の保育や教育等の支援を利用し成長できるよう、支援を通じて地域社会へ参加することによる地域包括ケアによる包容(インクルージョン)を推進します。

(3)発達支援の質の向上と地域格差の是正

障がい児の障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援(障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援)の充実と、どこに住んでいても等しく支援を受けられるよう地域格差の是正を図ります。

また、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの整備と質の向上を図るための研修事業等に取り組みます。さらに、保育所等訪問支援事業が普及することによる、保育所や教育現場における障がい児への支援体制の充実、新規の事業である医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援の整備を目指します。

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、 障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、 就労支援等の関係期間とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業ま で一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

本市の子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築について目標を定めます。

(1)児童発達支援センター設置

本市には、児童発達支援センターとして「虹の家」があります。地域の障害児支援の中核的な施設としての機能を充実させるよう、関係機関との連携を推進します。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
児童発達支援センターの設置	1	1	平成32年度末時点におけるセンター数

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

平成29年度現在、本市に保育所等訪問支援事業所は2か所あり、利用者が増加する傾向にあります。 障がい児が地域の保育や教育等の支援を利用しやすい環境を構築するために、本事業の整備に向けた取 組を推進します。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
保育所等訪問支援の体制整備	2	4	平成32年度末時点における実施事業所数

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児の発達支援を行っている市内の事業所数は、児童発達支援事業所が3事業所、 放課後等デイサービスが3事業所あります。(平成29年9月時点)今後、重症心身障がい児の支援を 充実させるためにも事業所を確保するための施策を検討していきます。

	項目	平成29年度現在	目標値	数值内容
重症心身障害児を支	児童発達支援	11事業所中3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数
援する事業所の確保	放課後等デイサービス事業所	10事業所中3事業所	4	平成32年度末時点における実施事業所数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする子どもが全国的に増加しており、これらの児童に対しては、病院退院後は関係機関との連携のもと、障害福祉サービスに加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

医療的ケア内容として、経管栄養、たん吸引のケアなどを必要とする子どもや保護者を支援するため の体制を整備するため、本市の地域自立支援協議会における「子ども部会」において、今後も継続して 協議を重ねていきます。

項目	平成29年度 現在	目標値	数値内容
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	1	1	姶良市地域自立支援協議会子ども部会

(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等における障害児の受入れ

地域において子どもを保育するにあたって、児童が障害の有無にかかわらず、地域社会に参加し包括された環境の構築を推進するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等における障がい児の受入れ体制の整備を促進します。

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量(人)	定量的な目標(見込)(人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	136	78	101	131
認定こども園	77	59	65	72
放課後等児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	43	20	23	27
幼稚園	27	17	20	24



各分野別施策の体系

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービスの充実 - (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上 (6) 福祉用具の利用支援 (7) 障害福祉を支える人材の確保
2 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 難病に関する保健・医療施策の推進 (4) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
3 教育の振興	(1) インクルーシブ教育*システムの構築 - (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
4 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、障がい者スポーツ等競技スポーツに係る取組の推進
5 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
6 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
7 情報アクセシビリティの向上及び 意思疎通支援の充実	(1) 情報通信におけるアクセシビリティ [※] の向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上
8 差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
9 防災・防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
10 行政等における配慮の充実	(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 (2) 選挙等における配慮等